

2025年8月28日

各 位

長野県長野市小島田町80番地
新光電気工業株式会社
代表取締役社長 倉 嶋 進

端数株式相当分の売却代金の交付のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内しておりますとおり、当社は、2025年6月10日に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）22,519,495株を1株にする株式併合をいたしました。この結果、富士通株式会社およびJICC-04株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様所有する当社株式の数は1株に満たない端数のみとなりました。

皆様の所有する1株未満の端数については、このたび、長野地方裁判所により、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を公開買付者に売却することの許可が得られ、その売却代金を皆様に交付することとなりました。

交付する金額および交付方法につきましては、下記のとおりご案内いたします。

なお、交付に関して、皆様に課税が生じる可能性がございますが、課税に関するお問い合わせは所轄の税務署または税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 交付する金額

株式併合前に皆様が有しておりました当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける買付け等の価格と同額である5,920円を乗じた金額に相当する金額を皆様に交付いたします。皆様への交付金額につきましては、同封の「交付金銭計算書」に記載のとおりであります。

2. 交付方法

(1) 配当金の口座振込のご指定がない皆様

同封の「交付金銭領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）のお取り扱い窓口でお受取りいただくことになります。なお、払渡しの期間は2025年8月29日（金）から2025年9月30日（火）までとなりますので、お早めにお受取りくださいますようお願い申し上げます。

(2) 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」にされている皆様

本株式が上場廃止となったことにより、証券会社を通じてお受取りいただけないことから、(1)と同様に領収証にてお受取りくださいますようお願い申し上げます。

(3) 配当金の口座振込をご指定されている皆様

2025年8月29日（金）にご指定の口座にお振込みいたします。なお、ご指定の口座へお振込みができなかった場合は、下記※と同様の方法で交付いたします。

（法人の皆様へ）

口座振込のご指定がなく、交付金額が50,000円以上となる法人の皆様については、追ってゆうちょ銀行貯金事務センターより郵送されます「通常現金払（払出証書）」により、ゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）のお取り扱い窓口でお受取りいただくことになります。お手許に届くまで多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

※なお、上記の各方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により、端数株式処分代金をお支払いいたします。

3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

株主名簿管理人 東京都府中市日鋼町1-1

（連絡先） 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

以 上